

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県県土マネジメント部地域デザイン推進局建築安全推進課において閲覧できます。

令和五年八月二十二日

奈良県知事 山下 真

一 許可番号

令和五年三月二日奈良県指令建第一一〇一四八号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和五年八月十四日建第一〇一七四号
公共施設に関する工事の検査済証 令和五年八月十四日建第五八三八号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

葛城市長尾三〇三番

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

香芝市旭ヶ丘一丁目二九番地の二
株式会社関西ハウジング 代表取締役 西浦克至

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 葛城市長尾三〇三番の一部
下水道 葛城市長尾三〇三番の一部
水路 葛城市長尾三〇三番の一部